平成２２年（フ）第１４８号
茨城県水戸市堀町2105番地の３
破産者　有限会社タナカ
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７４号
茨城県水戸市河和田町字外城1167番地の４
破産者　株式会社常磐クリーン
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田黒669番地16
破産者　有限会社彩工舎
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４４号
埼玉県川越市大字今福1672番地１　505号室
破産者　有限会社三栄コーポレーション
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４７号
千葉県八街市大関73番地16
破産者　高橋　好延
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４５７１号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目８番１号
破産者　フューチャー・プラネット株式会社
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５７２号
神奈川県横浜市港北区師岡町475―１―901
破産者　石畑俊三郎
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４号
岐阜県中津川市茄子川1141番地の23
破産者　平成工業株式会社
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６５号
岐阜県多治見市旭ケ丘９丁目５番地の13
破産者　株式会社ヤマ美坂崎商店
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６６号
岐阜県多治見市旭ケ丘９丁目５番地の13
破産者　坂﨑　祥二
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２１２号
岐阜県中津川市駒場1656番地の３
破産者　四季の味かっぱこと　西尾　彰治
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２９３６号
名古屋市中村区名駅４丁目15番15号
破産者　マル十畜産株式会社
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０２号
名古屋市緑区鳴海町三皿16番地　児島ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区鳴海町字清水寺48番地
破産者　株式会社橋口測量設計事務所
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
三重県松阪市射和町512番地１
破産者　坂口　雅雄
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第９７号
三重県松阪市鎌田町808番地16
破産者　亡西川明彦相続財産
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１１号
三重県松阪市大石町776番地１
破産者　中山　栄一
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２０号
大津市本宮２丁目24番20号
破産者　岡村繊維株式会社
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
岡山県津山市総社448番地
破産者　合資会社塩貝
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１２８７号
神戸市灘区高徳町１丁目２番11号
破産者　株式会社ヌーシャテル
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1907号
破産者　稲場　利一
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
神戸市中央区海岸通６番地建隆ビル
破産者　有限会社ラン
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６６号
岡山市北区津高183―21　リバーサイド幸和202、住民票上の住所大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴィラ103号室
破産者　睦工藝社こと　鮓谷　　昇
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部